

# 節税レポート



平成 18年 7月号

発行日 2006.7.1

## 今月のテーマ 給与手当

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

### 給与

企業会計 - 費用

法人税法 - 給与の性格、支払相手により取扱い異なる。

1 法人税法 の給与	役員報酬 ・給与	月以下の期間を単位として、規則的に継続して支給されるもの
	賞 与	夏季、冬季、期末等に臨時に支給される給与で退職給与以外のもの
	退職給与	退職に基因して支払われる給与

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	okaza-oz@s2.webjapan.ne.jp
URL	<a href="http://www.kaikei-home.com/okazaki-office">www.kaikei-home.com/okazaki-office</a>

## 2 法人税法の取扱

### 1) 原則

支給対象 給与の区分	使用人	役員
役員報酬・ 給与	損金算入	原則損金算入 改正 1
賞 与	損金算入	原則損金算入 改正 2
退職給与	損金算入	損金算入

\* 上記が原則だが、処理の仕方によっては損金不算入となるので、適用に当たっては要注意

改正 1 実質一人会社のオーナー社長の報酬については、給与所得控除分が損金不算入となります。

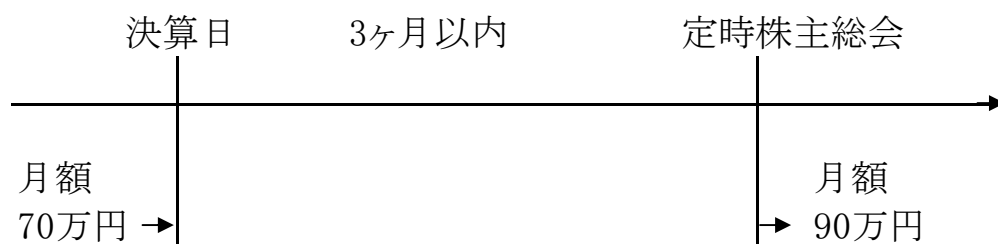
改正 2 あらかじめ支給額・支給時期等を定めていれば、損金算入が認められることになりました。(要 税務署長への届出)

改正は平18年4月1日以後開始する事業年度からです。

## 3 節税のポイント

### 1) 役員報酬の遡り支給を検討する

定時株主総会で役員報酬の増額を決議した場合、増額分を一括支給しても、役員賞与(損金不算入)ではなく、役員報酬(損金算入)として取扱う。

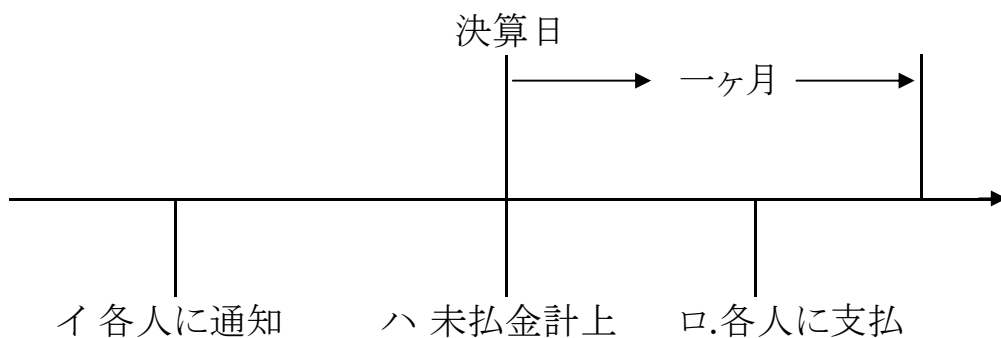


差額(90 - 70) × 3ヶ月 = 60万円 を一括支払っても役員賞与とされない。

## 2) 決算賞与の支給を検討する

決算日までに支払わなくとも、次の3つの要件を満たせば、その決算期の損金に算入できる。

- イ. 支給額を各人別に支給を受けるすべての使用人に通知する。
- ロ. 通知した額を決算日後一ヶ月以内に支払う。
- ハ. 損金経理する。



## 3) 役員には配当金ではなく、その分を役員報酬として支払う。

配当金 → 法人税課税済み所得が  
個人でも課税されます。

役員報酬の総支給額を多めに設定しておく。(於定款、株主総会)



具体的支給額は取締役会に一任する。

